

7-1

日雇労働者を雇用しているとき

『健康保険印紙受払等報告書』

日雇労働者を雇用している事業所は、翌月末日までに年金事務所へ「健康保険印紙受払等報告書」を提出しなければなりません。届出書には(介護保険第2号被保険者該当者用)と(介護保険第2号被保険者非該当者用)があり、各1枚は「健康保険組合提出用」となっておりますので、翌月10日までに当組合へ提出してください。なお、報告された延人員は「日雇拠出金」※1算出の基礎となりますので、正確にご記入ください。

報告書には、年度当初からの累計欄がありますので、必ず検算をしてください。

万一、数字を訂正された場合は、年金事務所のみでなく当組合にもお知らせください。

また、年度末には、年間合計実績を報告してください。

- ※1 日雇拠出金……日雇特例被保険者※2の健康保険事業に充てるため、日雇特例被保険者の就労日数の割合に応じて拠出する費用を日雇拠出金といいます。
- ※2 日雇特例被保険者……昭和59年10月に日雇労働者健康保険法が廃止されたことにより日雇労働者は健康保険の体系に取り入れられ、日雇特例被保険者と呼ばれるようになりました。